

平成 23 年 12 月 12 日

講談社に対する追加訴訟提起（第三回）のお知らせ

ファンのみなさま
関係者 各位

吉本興業株式会社
代表取締役 大崎 洋

当社及び元当社グループ所属タレントである島田紳助氏は、FRIDAY に掲載された以下の記事により、名誉の毀損及びプライバシーの侵害を受けたため、同誌を発行する(株)講談社（代表取締役：野間省伸）及び FRIDAY 編集長である秋吉敦司氏に対して損害賠償及び謝罪広告の掲載等を求める二件の訴訟を本日付で東京地方裁判所に提起いたしましたので、ご報告します。

訴訟対象記事及び請求の概要は以下のとおりです。

	発売日	記事タイトル等	請求内容	原告	賠償請求額
①	9月2日	「島田紳助と親密メール大量流出で崖っぷち!」、 「追及第2弾! 『警察が注目する不動産トラブル』」	名誉毀損による謝罪 広告請求及び損害賠償請求	島田紳助氏	5500万円
②	9月15日 及び 9月22日	両誌に掲載された島田紳助氏のプライベート写真10点 「スクープ! 警視庁に『極秘捜査本部』が設置された」、 「島田紳助スキヤンダル新展開!」	プライバシー侵害による損害賠償請求 名誉毀損による謝罪 広告請求及び損害賠償請求	島田紳助氏 吉本興業株式会社 島田紳助氏	合計 9900万円

上記記事①は、島田氏が、暴力団を使って、又は、暴力団から資金提供を受けて大阪・心斎橋の不動産を取得し、事業を行っているとか、暴力団幹部が経営する不動産会社を使って地上げを行い、その謝礼として10億円を支払った等の事実を摘示していますが、いずれもこのような事実はありません。

上記記事②は、島田氏が当時滞在していたマンションのベランダ及び室内の様子を撮影して島田氏のプライバシーを侵害しているほか、島田氏が、大阪市中央区の不動産を購入する際に、暴力団関係者の威力を利用して、3億円前後の価値のある不動産を10分の1の価格で購入したとの事実、並びに、当社において暴力団と密接な交際があること、違法な経理処理を行っていること及び当社の経理担当者が、捜査対象となることを恐れて、この1年の間に、3～4名辞職している事実を摘示しておりますが、いずれもこのような事実はありません。

当社及び島田紳助氏は、あまりに真実と異なる上記記事の記載内容については、公の場で名誉を回復する機会を得ることが不可欠であり、また、上記記事②に掲載された各写真については、マンションの位置、周囲の地形、写真のアンクル等から検証すれば、肉眼では到底視認できない遠方の距離から高性能の望遠レンズを用いてベランダや室内をのぞき見るような形で撮影したものであることが明らかで、その取材方法は悪質極まりなく、個人のプライバシーを完全に無視した所業は容認することができないとの判断に至り、上記の各訴訟を提起することと致しました。

今後は、裁判の場において、講談社及び **FRIDAY** 編集部の責任を徹底して追及していく所存であります。

また、従前より発表しております方針通り、引き続き、許しがたい名誉毀損等の行為について追加の訴訟提起と代表取締役である野間省伸氏への管理責任の追及を検討して参ります。

当社を支えてくださるファンの皆様並びに関係各位には、大変ご心配をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以 上